

三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>以下省略</p>

三田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する<u>勤務地手当</u>の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第23条 省略 (非常勤職員及び臨時職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の特例) 第24条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時職員並びにこれらに準ずる職員の給与については、それ以外の職員との給与の均衡を考慮して予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第23条 省略 (非常勤職員等の給与、勤務時間、休日及び休暇の特例) 第24条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及び法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員</u>を除く。)及びこれらに準ずる職員の給与については、それ以外の職員との給与の均衡を考慮して予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、本市職員の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。 (勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とする。 2 <u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が市長の承認を得て定める。 3～4 省略</p> <p>5 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、<u>前4項</u>に規定する勤務時間により難しいものがあると認めるときは、市長の承認を得て、同項に規定する勤務時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。 6 職務の性質により第1項に規定する勤務時間の最高限を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定める。 第2条の2～第17条 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第24条第5項の規定に基づき、本市職員の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。 (勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とする。 2 <u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が市長の承認を得て定める。 3～4 省略 5 <u>法第22条の2第1項第1号</u>に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。)の勤務時間は、<u>第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり37時間30分までの範囲内につき1日7時間30分を超えない範囲内で、任命権者が定める。</u> 6 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、<u>前各項</u>に規定する勤務時間により難しいものがあると認めるときは、市長の承認を得て、同項に規定する勤務時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。 7 職務の性質により第1項に規定する勤務時間の最高限を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定める。 第2条の2～第17条 省略 (<u>会計年度任用職員の勤務時間等</u>) <u>第17条の2 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</u></p> <p>以下省略</p>

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定により、特別職に属する非常勤職員(議会議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。 以下省略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、特別職に属する非常勤職員(議会議員を除く。以下「特別職の職員」という。)に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。 以下省略</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和59年三田市規則第12号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者と協議して、その者の号給を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次項において同じ。</u>)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和59年三田市規則第12号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者と協議して、その者の号給を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 省略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)～(5)省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 省略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員 (4)～(5)省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員、非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))及び法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>